

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所  
ホームページアドレス : <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/>



# おおだてこくどう



発行者: 大館国道出張所

〒017-0864 大館市根下戸新町1-68

TEL 0186-49-0321 / FAX 0186-43-5819



## あなたの○○○ 落ちていませんか?



突然ですが問題です!

Q. 上記タイトルにある『あなたの○○○』の○○○に当てはまる3文字の言葉は何でしょう?

A. 正解は **ゴミ袋、空き缶、タオル、扇風機、洗濯機**

すでにお気づきかもしれませんが、実はタイトル下に正解が♪

5トンは50kgの人間で考えると100人分の重さってこと!?



これらは全て道路敷地内に落ちていたゴミで、平成29年度に回収した落下物処理件数は約4000件、その重量は約5トンにも及びます!

道路パトロールで都度落下物を拾っていますが、心無いゴミの投げ捨てが後を絶ちません…。

**道路はみんなの貴重な財産です!**  
「自分だけなら…」と思わず、一人一人がマナーを守り、安全で快適に走行できる道路を維持しましょう!

## 国道7号 薬師山駐車場で特殊車両取り締まり



9月28日(金)に北秋田市今泉の薬師山駐車場で北秋田署、委託業者と連携し、特殊車両の指導取り締まりを行いました。

取り締まりでは、車検証や通行許可証の確認の他、車体寸法や重量測定も行いますが、今回は1時間の調査中に通過した特殊車両1台を対象に確認して指導・違反事項はありませんでした。

皆様には引き続きルールを守った通行を心掛けていただきたいと思います。

### 【特殊車両とは】

道路は定められた基準により造られています。そのため道路法では道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行車両の大きさや重さの一般的制限値(最高限度)を定めています。この一定の制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するためには特殊車両通行許可が必要になります。

▶下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】  
車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。  
自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。